

# 広島県立福山少年自然の家炊事業務 公募型プロポーザル説明書

## 1 業務概要

### (1) 業務の目的

広島県立福山少年自然の家は、昭和 55 年に開所した県内唯一の県立の青少年教育施設であり、体験活動を通じて広島県の次代を担う子供たちの豊かな心や社会性を育成するため、教育効果の高い体験活動の普及、推進に取り組んでいる。宿泊体験活動の充実・向上を図るため、利用者に対し、安全・安心で栄養バランスが配慮されるとともに、食事内容においても満足が得られる、魅力ある食事を提供することを目的に炊事に係る業務を委託する。

### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

令和 5 年 6 月 7 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### (4) 予算上限額（3 年間）

8,792,500 円（消費税及び地方消費税を含む）

## 2 注意事項

### (1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和 5 年 5 月 24 日（水） 午後 4 時

### (2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和 5 年 5 月 26 日（金） 正午

### (3) 上記(2)に対する回答日等

令和 5 年 5 月 29 日（月）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者についてのみ回答する。受付期間以降の質問には回答しない。

### (4) 提案書提出場所及び期限

#### ① 提案書提出場所

広島県立福山少年自然の家

#### ② 提案書提出期限

令和 5 年 5 月 31 日（水） 午後 4 時

### (5) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施場所等

#### ① 実施場所 広島県立福山少年自然の家管理研修棟 2 階中研修室

#### ② 実施日時 令和 5 年 6 月 1 日（木）午前 10 時 00 分から（開始予定）

※開始時刻については、別途通知する。

#### ③ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

### (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

#### ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 炊事業務実績報告書（令和 2 年 4 月 1 日から公告日の前日までの間において、本件調達に係

る業務と同種の業務を誠実に履行した実績（履行中を含む。）を有することを証する書類。）

イ 電子データの保存等に関する申出書

- ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- ④ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

**(7) 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について**

- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2 (2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。
- ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- ③ 仕様書等の交付を受けた場合は、提案書の提出時に返却すること。ただし、公募型プロポーザル参加資格要件に適合しないとされた者については、その通知を受けた日から5日以内に返却すること。

**(8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について**

- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- ② 上記の通知を受けた者は、広島県立福山少年自然の家に対してその理由説明を求めることができる。
- ③ この説明を求める場合は、令和5年6月5日（月）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- ④ 上記に対する回答は、令和5年6月6日（火）までに、書面により行う。

**(9) 支払条件**

支払は月払いとする。

**(10) 手続において使用する言語及び通貨**

日本語及び日本国通貨に限る。

**(11) 参加者の負担について**

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

**(12) 申請書等の虚偽記載**

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

**(13) 提出された提案書について**

- ① 提出された提案書は、返却しない。
- ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、次の場合には、使用することがある。

ア 広島県情報公開条例に基づき公開する場合

イ 最優秀提案者の提案書を公開する場合

### 3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領  
公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則  
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金  
公告に定めるとおり
- (4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約  
■適用 □適用なし

### 4 添付書類

- 公告の写し
- 契約書（案）
- 仕様書
- 様式類
  - 様式1-1 公募型プロポーザル参加資格確認申請書
  - 様式1-2 炊事業務実績報告書
  - 様式1-3 電子データの保存等に関する申出書
  - 様式2 仕様書等に対する質問書
  - 様式3 取り下げ願い書
- 企画提案書作成要領及び評価基準

**【問い合わせ先】**

広島県立福山少年自然の家 担当：酒巻  
電話 084-935-7166